

虐待防止のための指針

社会福祉法人 長井学園

【はじめに】

社会福祉法人長井学園は、「社会福祉法人長井学園倫理綱領・職員行動規範」及び「社会福祉法人長井学園人権侵害、虐待、事故防止委員会の設置要綱」並びに「虐待防止・虐待対応時マニュアル」に基づき、利用者の人権の擁護、虐待防止のため利用者に対する虐待の禁止、虐待又は虐待の疑いの予防及び早期発見の為の措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を順守して福祉の増進に努めることとする。

【法人研修・虐待防止委員会の目的】

虐待等の防止及び早期発見、職員への指導、育成を役職者が中心となり、法人直属の組織として、次のとおり「法人研修・虐待防止委員会」を設置する。

【委員会の役割】

委員会には、「1. 研修の計画と実施」「2. 求人活動」「3. 虐待防止に関する取組み」の三つの役割があり、「3. 虐待防止に関する取組み」では、「1. 各事業所で報告される事故及びヒヤリハットの検証」「2. 虐待の芽チェックリストの実施と検証」の二つの役割がある。

「1. 各事業所で報告される事故及びヒヤリハットの検証」とは、各事業所作成される「事故・ヒヤリハット報告書」を収集し、特に重大な案件について検証と対策を検討して助言する。

「2. 虐待の芽チェックリストの実施と検証」とは、虐待を未然に防ぐために、チェックリストを活用して、職員一人ひとりが障がい者支援の在り方について、上司や他職員と定期的に振り返りを行う。

委員会では、上記の取り組みを踏まえ、年間研修計画の策定や具体的な研修内容を協議する。

【委員会の開催】

- ・年に1回以上開催する。
- ・1月に1回委員長、副委員長で定例委員会の議題等を協議する。
- ・法人事業所で虐待防止等に関する協議事項が生じた場合に随時開催する。
- ・法人事業所で虐待事例が発生した時は緊急開催する。
- ・開催にあたり、委員長が招集する。

【委員会の構成】 令和5年1月現在は別表1のとおり

1. 委員長と副委員長は支援係長とする。
2. 委員は係長、主任とする。
3. オブザーバーとして法人事務局総務課長が参画する。
4. 状況に応じて委員の構成を変更する。

【委員会の実施内容】

委員会は、虐待防止に関する内容について、下記のとおり協議するものとする。

- ・虐待防止のための指針について。
- ・虐待防止研修の企画、内容に関する事。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
- ・虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速にかつ適切に行われるための方法に関する事。
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関する事。
- ・再発防止策を講じた際に、その効果について評価する事。
- ・管理者会議からの提案事項に関する事。

委員会の内容は管理者会議で報告する。

【虐待の内容、具体例】

別表2

【虐待防止研修に関する基本方針】

職員に対する虐待の防止の為の研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等、適切な知識を普及・啓発するものであると共に、本指針に基づき虐待の防止を徹底する。

○具体的プログラム

①虐待防止や人権意識を高めるための研修。

→虐待防止法、差別解消法など、各種法令の理解や合理的配慮実践例について。事故ヒヤリハットの検証。

②職員のメンタルヘルスのための研修。

→アンガーマネージメントの他、働きやすい雰囲気づくりの創造。

③障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修。

→支援技術の勉強会。

④事例検討。

→連携ケースや困難ケースについて、一定の結論を目指す検討会。

【虐待の報告方法などの方策に関する基本方針】

- ・虐待等が発生した場合には、速やかに北海道、援護の実施市町村に報告すると共に、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ・緊急性の高い事案の場合には、援護の実施市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

【虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針】

1. 虐待等事案があった場合の対応。

- ・虐待等が疑われる事案があった場合は、法人事務局が速やかに事実確認をするとともに、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の援護の実施市町村窓口に通報する。また、法人理事長に報告し緊急理事会の開催についての協議を依頼する。

2. 通報者の保護。

- ・障害者虐待防止法第16条第3項・第16条第4項に基づき、虐待を発見又は通報した職員を保護する。なお、通報者の保護は、公益通報者保護法の法令違反行為が生じていない場合に限る。

3. 北海道、援護の実施市町村による事実確認への協力。

- ・援護の実施市町村、及び北海道が事実を確認するための聞き取りや関係法令に基づく調査に当たっては、関係者の秘密が守られ、安心して話せる場所として、「法人本部相談室」等を提供する。

4. 虐待を受けた障害者や家族への対応と個別支援計画の見直し。

- ・虐待等事案への対応にあたり、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にする。また、事実確認をしっかりと行ったうえで、虐待を受けた障害者やその家族に対して事業所で起きた事態に対して謝罪と適切な支援内容の検討結果の説明を含めて誠意ある対応を行う。内容によっては、法人理事長等役員が同席し説明と謝罪を行う。

5. 原因の分析と再発の防止。

- ・虐待を行った職員に対し、なぜ虐待を起したのか、その背景について聞き取り原因を客観的に分析し再発防止に向けた改善計画を作成する。必要に応じて、法人研修・虐待防止委員会の他、苦情解決第三者委員会、理事会を臨時に開催する。

6. 虐待をした職員や役職者への処分等

- ・処分にあたっては、社会福祉法人長井学園 就業規則に基づき行う。

【基本的な心構え】

- ・利用者との人間関係が構築されていると、独りよがりでは思い込まないこと。
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、重度の重複障がいなどからそれを訴えることや、拒否することができない場合もある事を認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待等を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立ち、事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うと共に、上司に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、上司への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

【虐待の芽チェックリスト】

- ・年に一度「虐待の芽チェックリスト」等を用いた自己点検を実施する。チェックリストを集計し、法人研修・虐待防止委員会で必要な対策を講じる。
- ・様式は「虐待防止・虐待対応時マニュアル」参考3から参考6のとおり。

【情報公開】

本指針は、当法人ホームページにおいて、閲覧可能な状態とする。

(附則) 令和5年2月1日から施行